

工事請負契約書 新旧対照表 (令和8年4月1日施行分)

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>第3条～第23条 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3条～第23条 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> (略)</p>

新	旧
<p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>第27条～第34条 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 受注者は、請負代金額が変更前の額より10分の3以上増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額<u>(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。第8項及び次条において同じ。)</u>を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金<u>(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条及び次条において同じ。)</u>の支払いを請求することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金<u>(中間前払金を除く。)</u>をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。<u>ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u></p>	<p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条～第34条 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 受注者は、請負代金額が変更前の額より10分の3以上増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p>

新	旧
<p data-bbox="181 199 1120 347"><u>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u></p> <p data-bbox="174 395 434 424">第38条～第65条 （略）</p> <p data-bbox="215 472 297 501"><u>（削除）</u></p>	<p data-bbox="1182 199 1256 228">（新設）</p> <p data-bbox="1144 395 1404 424">第38条～第65条 （略）</p> <p data-bbox="1160 472 1288 501"><u>（特記事項）</u></p> <p data-bbox="1144 512 2101 655"><u>平成28年4月1日以降、新たに建設工事請負契約を締結した工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができるものとする。</u></p>